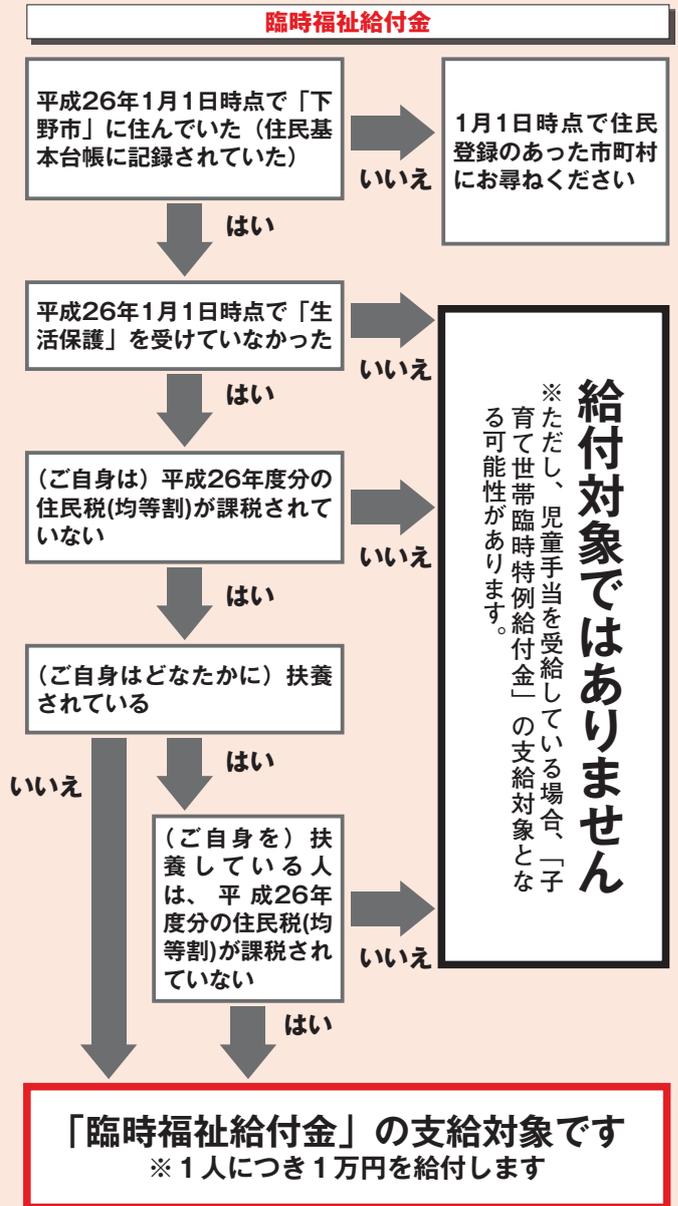
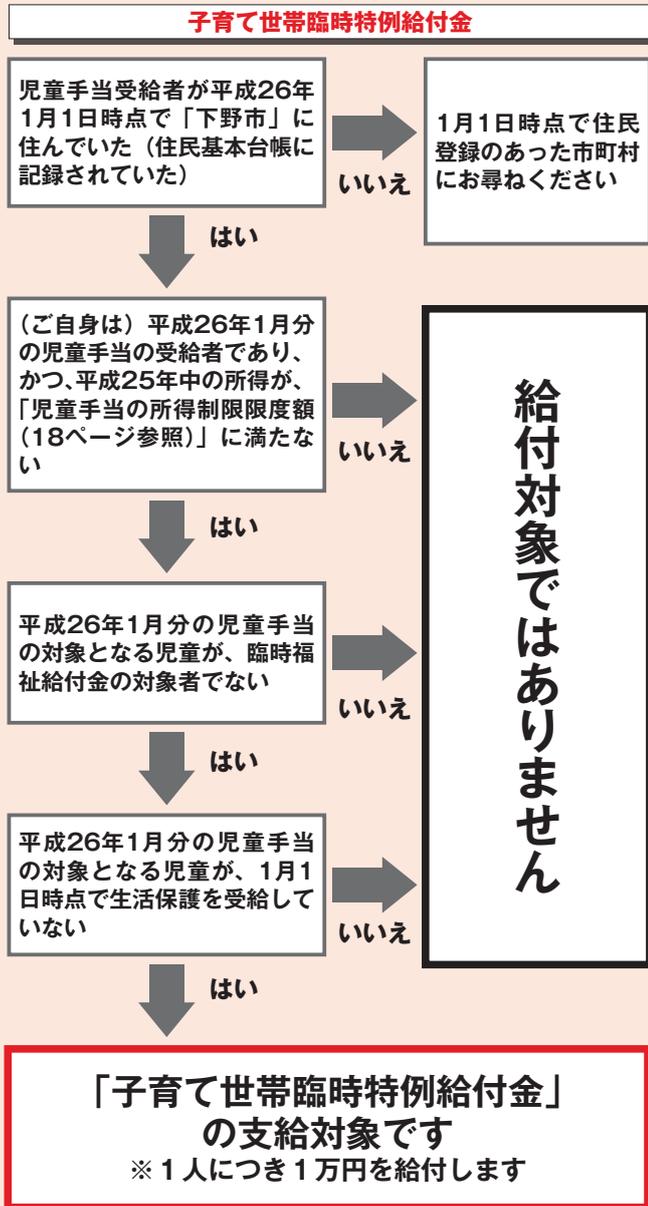


# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

## 対象者診断チャート



### 【公務員の場合】

勤務先より「児童手当」を受給されていた方は、平成26年1月1日時点で住民登録のあった市町村での支給となります。

申請には、勤務先より発行される「児童手当受給資格証書」および「申請書」が必要となります。

平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方は、給付対象とはなりません。

※申請受付開始日は、広報しもつけ7月号や市ホームページにてお知らせします。

支給対象者で次に該当する人は、5千円が加算されます。

- ① 老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金などを受給している人
- ② 児童扶養手当を受給している人
- ③ 特別児童扶養手当を受給している人
- ④ 障害児福祉手当、特別障害者手当を受給している人
- ⑤ 福祉手当(経過的福祉手当)を受給している人など

※臨時福祉給付金を受給した人は、子育て世帯臨時特例給付金を受給できません。